

こんにちは！ HELLO! 안녕하세요!

しもかわらぎょうせいしよしじむしょ
下川原行政書士事務所です

行政書士(ぎょうせいしよし)とは？

行政書士とは、他人(たにん)の依頼(いらい)を受(う)け報酬(ほうしゅう)を得(え)て、官公署(かんこうしょ)に提出(ていしゅつ)する書類(しょるい)または、その他(ほか)権利義務(けんりぎむ)または事実証明(じじつしょうめい)に関(かん)する書類(しょるい)を作成(さくせい)することを業(ぎょう)とする者(もの)をいいます。

ぎょうむないよう

◇ 業務内容 ◇

下川原行政書士事務所(しもかわらぎょうせいしよしじむしょ)では、主(おも)に以下(いか)のよう業務(ぎょうむ)を取(と)り扱(あつか)っています。

■外国人(がいこくじん)を呼(よ)び寄(よ)せたい方向(かたむ)け

- ・在留資格認定証明書交付申請(ざいりゅうしかくにんていしょうめいしよ)
- ・査証(さしょう)(VISA(ビザ)申請書類(しんせいしょるい)の準備(じゅんび)

■日本(にほん)にいる外国人(がいこくじん)および、

その関係者(かんけいしゃ)の方向(かたむ)け

- ・在留期間更新許可申請(ざいりゅうきかんこうしんきよかしんせい)
- ・在留資格変更許可申請(ざいりゅうしかくへんこうきよかしんせい)
- ・在留資格取得許可申請(ざいりゅうしかくしゅとくきよかしんせい)
- ・再入国許可申請(さいにゅうこくきよかしんせい)
- ・資格外活動許可申請(しかくがいかつどうきよかしんせい)
- ・就労資格証明書交付申請(しゅうろうしかくしょうめいしよこうふしんせい)
- ・永住許可申請(えいじゅうきよかしんせい)
- ・出頭申告(しゅつとうしんこく)(在留希望(ざいりゅうきぼう)手続(てつづき)
- ・国際結婚(こくさいけつこん)の婚姻手続(こんいんてつづき)
- ・離婚手続(りこんてつづき)、親子関係(おやこかんけい)に関(かん)する手続(てつづき)
- ・外国公文書等(がいこくこうふんしょとう)の翻訳(ほんやく)

■日本(にほん)の国籍関係(こくせきかんけい)の手続(てつづき)

- ・帰化許可申請(きかきよかしんせい)
- ・国籍取得(こくせきしゅとく)の届出手続(とどけてつづき)

■その他(た)の業務(ぎょうむ)

- ・遺言(ゆいごん)・相続手続(そうぞくてつづき)
- ・その他(た)行政書士業務(ぎょうせいしよしぎょうむ)株式会社(かぶしきがいしゃ)などの法人設立支援(ほうじんせつりつしえん)、各種許認可取得(かくしゅきよにんかしゅとく)、ワーキングオフ(くーりんぐおふ)の代行(だいいこう)など

下川原行政書士事務所(しもかわらぎょうせいしよしじむしょ)

〒252-0001

神奈川県座間市相模が丘 1-36-55

クリオ小田急相模原式番館 109号室

(かながわけん ざまし さがみがおか 1-36-55

くりお おだきゆうさがみはらにばんかん 109 号室)

☎046-298-5350

e-mail: info@shimokawara-office.com

http://www.shimokawara-office.com/

【営業時間】(えいぎょう じかん)

平日(へいじつ)午前(ごぜん)10時(じ)～午後(ごご)6時(じ) (年末年始・夏季休暇除く(ねんまつねんし・かききゆうかのぞく))

相談等(そうだんとう)は要事前予約(ようじぜんよやく)。事情(じじょう)により、平日夜間(へいじつやかん)、または土日祝日等(どにちしゅくじつなど)も対応いたします。

Office Hours: 9:00 am - 18:00 pm, Monday to Friday (Except Public Holidays)